

函館市新型コロナウイルス感染症生活支援・経済対策推進
本部設置要綱

(設置)

第1条 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、市民生活や地域経済に大きな影響が生じている状況を踏まえ、市民生活の支援および経済対策を総合的かつ計画的に行うため、函館市新型コロナウイルス感染症生活支援・経済対策推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(協議事項)

第2条 推進本部は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う市民生活の支援および経済対策に関する事項について協議し、および決定するものとする。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長および本部員をもって組織し、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は市長を、副本部長は両副市長をもって充て、本部長は、推進本部を統括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、本部長があらかじめ指名する副本部長がその職務を代理する。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要な本部員を招集し開催する。

2 前条の本部員に事故があるときは、当該本部員があらかじめ指名する職員がその職務を代理する。

3 本部長は、必要に応じて関係職員の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(庶務)

第5条 推進本部の庶務は、財務部財政課において処理する。

(補則)

第6条 この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は，令和2年4月10日から施行する。

別表（第3条関係）

市長，副市長，企業局長，教育長，企画部長，総務部長，財務部長，市民部長，保健福祉部長，子ども未来部長，経済部長，観光部長，農林水産部長，土木部長，都市建設部長，港湾空港部長，教育委員会生涯学習部長，教育委員会学校教育部長，企業局管理部長